

大和市告示第47号

大和市身体障がい者等自動車燃料費助成事業実施要綱及び大和市福祉タクシー等利用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月8日

大和市長 大 木 哲

大和市身体障がい者等自動車燃料費助成事業実施要綱及び大和市福祉タクシー等利用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

(大和市身体障がい者等自動車燃料費助成事業実施要綱の一部改正)

第1条 大和市身体障がい者等自動車燃料費助成事業実施要綱(平成21年大和市告示第92号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「が移動手段を確保するために、」を「の生活の利便を助長し、その福祉の増進に寄与するため、当該者が移動手段として」に改め、「一部を」の次に「予算の範囲内で」を加え、「こと(以下「助成」という。)により、身体障がい者等の生活の利便を助長し、もって福祉の増進を図ることを目的」を「事業の実施について必要な事項を定めるもの」に改める。

第2条第1項中「対象者」を「助成の対象者」に改め、同条第2項第1号中「助成を」の次に「当該年度に」を加える。

第3条中「者」の次に「(以下「申請者」という。)」を加える。

第4条中「受理した」を「受けた」に、「受給資格の可否」を「その内容を審査し、助成の適否」に改める。

第5条を次のように改める。

(受給資格の喪失)

第5条 市長は、前条の規定により助成の決定を受けた者(以下「決定者」という。)が、第2条第1項各号に該当しないこととなったこと又は同条第2項第2号に該当すること(第10条第2項の届出があった場合を除く。)を把握したときは、当該決定者の受給資格の喪失を決定し、大和市身体障がい者等自動車燃料費助成資格喪失通知書により通知するものとする。この場合において、その受給資格喪失の日は、当該事実が発生した日とする。

第12条中「この事業の実施については、」を削り、同条を第15条とし、第11条を第14条とし、第10条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

(暴力団等の排除)

第13条 市長は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第8条の規定により、この要綱による事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、申請者が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かの照会を行うことができる。

2 市長は、前項の照会により申請者が暴力団等に該当するときは、第4条の規定による決定を行わない。

第9条第1項中「助成の決定を受けている者」を「決定者」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加え、同条を第11条とする。

3 第1項の規定による変更届出をした場合においては、当該決定者の受給資格は、当該届出日の属する月の前月末日をもって喪失するものとする。この場合において、当該決定者が当該届出日の属する月の分の助成を既に受けているときは、当該月の助成額に相当する額を市長に返還しなければならない。

第8条中「助成の決定を受けている者」を「決定者」に改め、「より」の次に「市長に」を加え、同条第2号中「、又は自動車を使用しなくなったとき」を削り、同条に次の1項を加え、同条を第10条とする。

2 決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、大和市身体障がい者等自動車燃料費助成終了届により市長に届け出なければならない。この場合において、当該決定者の受給資格は、当該事実が発生した日をもって喪失したものとみなす。

(1) 自動車を使用しなくなったとき。

(2) 第2条第2項第2号に該当することとなったとき。

第7条中「対象者」を「決定者」に改め、同条を第9条とする。

第6条中「第4条の規定による決定を受けた者は」を「決定者は、年度ごとに」に、「当該月」を「助成対象期間」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第8条とする。

2 前項の規定による請求（以下「請求」という。）は、前条に規定する助成の上限額に達するまで、複数回に分けて行うことができる。この場合において、当該年度の最初の請求に対する助成額は当該年度の助成対象期間のうち初月から請求した日の属する月までの月数に2,000円を乗じて得た額（以下「月割上限額」という。）を上限とし、2回目以降の請求に対する助成額は月割上限額から既に支給した額を控除した額を上限とする。

3 前項に規定する2回目以降の請求をした日が当該年度の末日の翌日以後である場合の同項の規定の適用については、同項後段中「請求した日の属する月」とあるのは「当該年度の3月」

とする。

第5条の次に次の2条を加える。

(助成対象期間)

第6条 助成の対象となる期間（以下「助成対象期間」という。）は、第3条の規定により申請した日の属する月から受給資格喪失日（第5条後段、第10条第2項後段又は第11条第3項前段の規定による受給資格喪失の日をいう。）の属する月までとする。

(助成額)

第7条 助成額は、助成対象期間の使用燃料費に相当する額とし、1年度につき24,000円を上限とする。ただし、当該年度の助成対象期間が1年間に満たない場合は、当該助成対象期間の月数に2,000円を乗じて得た額を上限とする。

別表中「第11条」を「第14条」に改め、同表第3号様式の項から第5号様式の項までを次のように改める。

第3号様式	大和市身体障がい者等自動車燃料費助成資格喪失通知書	第5条
第4号様式	大和市身体障がい者等自動車燃料費助成請求書	第8条
第5号様式	大和市身体障がい者等自動車燃料費助成申請事項変更届	第10条及び 第11条

別表に次のように加える。

第6号様式	大和市身体障がい者等自動車燃料費助成終了届	第10条
第7号様式	大和市身体障がい者等自動車燃料費助成台帳	第12条

(大和市福祉タクシー等利用助成事業実施要綱の一部改正)

第2条 大和市福祉タクシー等利用助成事業実施要綱（平成21年大和市告示第95号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「要綱は」の次に「、障がい者及び障がい児の社会参加及び生活圏の拡大を促進し、その福祉の増進に寄与するため」を加え、「障がい児者（以下「障がい者」という。）」を「障がい者及び障がい児」に改め、「一部を」の次に「予算の範囲内で」を加え、「ことにより、障がい者の社会参加及び生活圏の拡大を促進し、もって福祉の増進を図ることを目的」を「事業の実施について必要な事項を定めるもの」に改める。

第2条第1項中「対象」を「対象者」に、「障がい者」を「者」に改め、同条第2項中「対象」を「、対象者」に改め、同項第2号中「大和市身体障害者等自動車燃料費助成事業実施要綱」を「大和市身体障がい者等自動車燃料費助成事業実施要綱」に改める。

第3条第2項中「前条第1項各号のいずれかに該当する」を「前条に規定する対象者の要件を満たす」に改め、同条に次の1項を加える。

5 大和市身体障がい者等自動車燃料費助成事業実施要綱第11条第1項の規定による届出があった場合は、第1項の規定による申請があったものとみなす。

第5条中「とき」の次に「、又は同条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき」を加え、「当該」を「その旨を市長に届け出るとともに、未使用の」に改める。

第7条の見出し中「助成金」の次に「等」を加え、同条中「利用者が」を削り、「助成を受けたときは、当該助成金の一部又は」を「利用券の交付を受け、又はこれを使用した者があったときは、当該未使用の利用券を返還させ、又は使用済利用券の券面額に相当する額の一部若しくは」に改める。

第11条中「この事業の実施については、」を削り、同条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(暴力団等の排除)

第10条 市長は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第8条の規定により、この要綱による事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、申請者が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かの照会を行うことができる。

2 市長は、前項の照会により申請者が暴力団等に該当するときは、第4条の規定による決定を行わない。

別表第2号様式の項中「第3条」の次に「から第7条まで及び第9条」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(大和市身体障がい者等自動車燃料費助成事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の大和市身体障がい者等自動車燃料費助成事業実施要綱第7条及び第8条の規定は、令和5年度以後の年度分の助成について適用し、令和4年度以前の年度分の助成については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。